

平成20年度当初予算編成方針

平成19年10月22日

予算編成会議決定

安定した財政基盤を確立するため、平成20年度当初予算編成を通じて集中的な財政改革に取り組むとともに、本県の自立と発展に向け、「重点施策推進方針」に掲げた施策を積極的に推進する。

また、「秋田21総合計画・第3期実施計画」の3年目として、産業振興と雇用の確保、教育・人づくりのほか、全国植樹祭などの予定されている事業を着実に実施する。

第1 全般的事項

「平成20年度地方財政収支の8月仮試算(総務省)」によれば、本県の地方交付税等は、「今後の財政状況(見込み)」（19年2月試算）で想定した額を下回る見込みである。また、歳出面では社会保障関係費等が増加することが予想される。

国の制度改革等がまだ不透明な段階ではあるが、こうした状況を考えると、財源不足額がさらに拡大することが懸念される。このため、平成20年度当初予算に向けては、歳入、歳出改革に強力に取り組む必要がある。

1 財政改革の推進

「基金取崩しに頼らない財政運営」を目指し、歳入・歳出全般について抜本的な見直しを行う。

すでに「更なる財政改革」として事業の見直しに着手しており、引き続き次の視点から予算編成を行う。

(1) ゼロベースからの見直し

すべての事業について、必要性、緊急性、効率性等の観点を中心にゼロベースからの見直しを行う。

このため、予算編成をこれまでの枠配分から1件調整による編成方式に

改め、各事業について部局が主体となって見直し（一次見直し）を行うとともに、総務企画部でこれをさらに精査（二次見直し）するものとする。

（２）事業の選択と集中

財源が限られている中で事業を効果的に実施するため、事業の「選択と集中」を徹底する。総合計画の３年目として、重点施策を絞り込み、県民ニーズに沿った事業の重点化を図る。

また、類似事業等の整理統合を積極的に進めることにより、事業効果を高めるとともに、総事業件数と全体経費の縮減を図る。

（３）人件費の縮減

人件費について、知事部局３，５００人体制を目指した定員縮減を着実に実施するとともに、職員給与の臨時的な抑制措置を行う。

（４）補助金の見直し

福祉、産業、教育など、すべての分野の補助金について、ニーズの再検討、効率化の要請等の視点から、団体運営費補助を含め例外なく見直しを行う。

（５）プライマリーバランスの確保

将来の財政負担を軽減するため、県債発行額を当該年度の公債費（元金償還額）の範囲内に抑制し、プライマリーバランスの黒字を確保する。

（６）行政運営コストの縮減

県有施設のあり方を検討するとともに、庁費的経費、施設の維持管理費等の経常的な経費を引き続き縮減する。

（７）歳入の確保

徴収体制の強化等により県税収入を確保するほか、財産の売払い、貸付金等の未収金の解消、使用料等の見直し、広告収入の確保、特定目的基金の活用など、様々な歳入確保策に取り組むこととする。

(8) 改革の数値目標

収支不足の改善と歳出削減

平成 20 年度及び 21 年度当初予算に向けた 2 カ年の集中的な財政改革により、現在の収支不足を解消することをめざす。

平成 20 年度当初予算では、平成 19 年度当初予算における収支不足額 290 億円を 150 億円改善し、140 億円に減少させる。

歳出削減目標（一般財源ベース）は、事業費増が避けがたいものがあること等を考慮し、対平成 19 年度当初予算で 240 億円の減とする。

収支不足の改善目標

収支不足の改善	150 億円	(H19 290 H20 140)
・歳出削減	240 億円	(歳出削減目標による)
・事業費の増加等	70 億円	(重点施策等で事業費増となるもの)
・歳入減	20 億円	(地方交付税等の歳入の減少)

$$\text{収支不足改善 } 150 = \text{歳出削減 } 240 - (\text{事業増 } 70 + \text{歳入減 } 20)$$

歳出削減目標（一般財源ベース）（対前年）

項目	削減目標額	予算調整の基準等
人件費	46 億円	定員の縮減、給与の臨時抑制措置
公債費	6 億円	償還見込みによる
経常経費	11 億円	ゼロベースから見直し ・庁費は原則 7%
政策経費 (うち国体関連)	177 億円 (61 億円)	ゼロベースから見直し ・試験研究費は原則 10% ・公共事業は H19 補正で対応する災害対策を含め実質事業費ベースで前年度と同規模() ・その他は 1 件調整
歳出削減計	240 億円	

豪雨災害対策については、早期復旧を図るため H19 補正予算への計上が多くを占めることから、当初予算比較では事業費ベースで対前年度 90% を確保

事業件数の縮減

現在の総事業件数約2,100件を、平成20年度当初予算では約7割程度(約1,500件)まで縮減する。

なお、平成21年度当初予算では約5割程度(約1,000件)まで縮減する。

2 自立と発展に向けた重点施策の推進

本県の自立と発展に向け、「平成20年度重点施策推進方針」を積極的に推進する。

このため、「ものづくり産業の振興による雇用の創出」、「社会全体で支える子育て支援と教育の充実」、「水と緑の秋田で育む心と体の健康づくり」の重点事項に対しては、各部局において事業の見直し・整理統合を進める中で積極的に取り組むものとする。

3 予算要求等

(1) 予算要求は、これまでの各部局による一次見直しの取組を踏まえたものとする。

(2) 新規事業については、既存事業の見直し、事業の整理統合を行うことにより各部局が対応することを原則とし、予算編成過程においてゼロベースでの見直しを進める中で、本県の自立と発展に向けた政策経費を確保していくものとする。

なお、国の制度改正等により特定課題への対応が必要なものについては、別途総務企画部に協議すること。

(3) 人件費、公債費を除く経費の分類は次によること。

経常経費	施設の維持管理費や庁費的経費等
政策経費	
・一般事業	下記以外の経費
・重点事業	「重点施策推進方針」に基づく事業 (総合政策課に事前協議)
・試験研究	試験研究機関に係る経費 (学術国際部所管のものに限る)
・公共事業	公共事業経費 (農林水産部及び建設交通部所管のものに限る)
・環境事業	産業廃棄物税及び環境保全協力金を財源とする事業

第2 歳入に関する事項

歳入については、厳しい財政状況を踏まえ、様々な歳入確保策を講じることとしているので、「第4期行財政改革推進プログラム(案)」に基づく各種の取組を強化すること。

- 1 県税については、経済情勢や税制改正の動向及び地方財政計画の内容等に基づき、年間収入額を適正に見積もること。また、適正な課税とともに、滞納処分の実効性を上げることなどにより、収入率の向上に努めること。
- 2 地方交付税、地方譲与税等については、地方財政計画等を踏まえた適正な見積もりとすること。
- 3 分担金及び負担金については、受益に応じた適正な負担等について検討し、財源の確保を図ること。
- 4 使用料及び手数料については、受益とのバランスを考慮しながら、額の見直し、新たな使用料等の導入などの収入拡大を図ること。

また、各種の県有施設については、利用しやすい条件設定に改めるなど、県民サービスの向上を図ること。

- 5 国庫支出金については、国の概算要求の内容を的確に把握し、適正な見積もりとなるよう特に留意すること。
- 6 財産収入については、現在活用していない資産等の積極的な売却を進め、収入拡大を図ること。
- 7 県債については、地方債計画及び今後の償還計画等を十分に勘案のうえ、見込み得る充当可能額を見積もること。
- 8 その他の収入については、実績、今後の見通し等を踏まえ、的確な見積もりとすること。

第3 歳出に関する事項

各事業について、社会経済情勢の変化や県民ニーズに適っているか、本県の将来の発展につながるか、効率的に行われているか、などの観点から、ゼロベースで見直しすること。

1 経常経費

(1) 人件費については、定員適正化計画、給与の臨時的抑制等を踏まえ、各部局で所要額を見積もること。見積方法の詳細については、別途通知する。

また、各種手当についても、社会情勢の変化等を踏まえた見直しを行うこと。

(2) 公債費については、県債の償還見込み、新規発行見込み等に基づき、所要額を見積もること。

- (3) 県有施設の維持管理費及び指定管理を含む委託費については、固定的な経費を厳しく見直すこと等により、更なる縮減を図ること。
- (4) 負担金については、その必要性を十分検証するとともに、全都道府県の参加を要しない各種団体等への負担金は、その見直しを図ること。

2 政策経費

- (1) 国庫補助事業については、国の動向を見極め、必要性、緊急性、投資効果等を十分に検討した上で見積もること。
- (2) 県単独補助金については、福祉、産業、教育などすべての分野の補助金について、ニーズの再検討、効率化の要請等の観点から見直しを行うこと。
各種団体に対する運営費補助についても例外なく見直しするものとし、各団体、市町村等には十分な説明を行うこと。
- (3) 県単独委託費については、更なる縮減を図ること。特に、随意契約に係る委託費については、委託費の縮減とあわせ、これまでの契約方式の見直しを徹底すること。
- (4) 貸付金については、制度の必要性、貸付条件の見直し、廃止、統合、縮小、終期の設定等について検討すること。
- (5) 公共事業については、重点化やコスト縮減を図りながら、橋梁の長寿命化や災害に強い河川、安全・安心につながる施設の維持修繕などに取り組むとともに、本県に必要な社会資本整備などを着実に推進する。
- (6) 事業評価及び研究評価の対象となる事業については、評価結果を十分に踏まえ、予算編成に反映させること。

3 その他

(1) 行財政改革の推進

行財政改革を推進するため、「第4期行財政改革推進プログラム(案)」の各項目に積極的に取り組むこと。

また、引き続き職員数の適正化に努め、新規事業等のため新たに増員を要する場合であっても事務事業の削減等により既定部門からの再配置で対応すること。

(2) 地域振興局関連予算

地域振興局長が自らの創意工夫により主体的な予算編成を行うほか、地域振興局長から、地域の課題解決のため関係部局に対し予算要望があった場合、関係部局長は、これに配慮して予算要求を行うこと。

(3) 部局間の連携

部局長は、これまで以上に施策推進の関連部局との連携を密にし、部局間での類似事業の整理統合を図ること。

(4) 実施主体との協議

市町村、民間等が主体となる事業については、事前に実施主体と十分調整するとともに、市町村の財政負担を伴うものは市町村課と協議すること。

(5) 財政支援団体への対応

県が出資、補助又は貸付けを行っている各種団体に対しては、団体の事務事業の整理合理化、経費の節減、自主財源の強化等を要請するとともに、経営状況、事業内容、実績、効果等を十分に把握すること。

(6) 外部委託等に係る経費

アウトソーシング等に係る経費は知事公室と、システム関係経費は学術国際部と事前に協議すること。

(7) 補正予算の対応

補正予算での対応が必要となる事業等については、あらかじめ総務企画部と協議すること。

(8) 環境事業

環境事業については、生活環境文化部長が関係部局の要求に基づき取りまとめ、総務企画部と調整すること。

(9) 非常勤職員報酬及び臨時職員賃金

非常勤職員報酬及び臨時職員賃金については、職員数の縮減を図ること等により、総額の抑制に努めること。

(10) 車両購入

車両購入（リースを含む）については、登録後 13 年以上経過かつ走行距離数 13 万km以上の車両を更新対象とする。

第4 債務負担行為に関する事項

債務負担行為の設定は、将来の財政負担となるので、慎重を期すこと。

複数年にわたり、同一業者と工事請負契約、委託契約等を締結する必要がある場合は、透明性、競争性を確保し、コストの縮減に努めること。

第5 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計についても前記の各事項に準じた取扱いとするが、特に、企業会計については独立採算を基本とし、引き続き徹底した経営の改善、合理化を推進するとともに、長期的見通しに立った適切な料金の改定を行うなど経営の健全化に努めること。

第6 その他の事項

1 見積書の作成

見積書の作成に当たっては、この編成方針のほか、別添「平成20年度当初予算見積書作成要領」によること。

2 見積書等の提出期限

- (1) 経常経費 11月 2日
- (2) 政策経費 11月22日

3 予算編成の日程

(1) 財政課担当ヒアリング

- ・ 経常経費 11月 2日以降
- ・ 政策経費 11月22日以降

- (2) 財政課長調整 1月上旬(別途通知)
- (3) 総務企画部長調整 1月中旬(別途通知)
- (4) 知事査定 1月下旬(別途通知)

国の予算の動向等により、上記日程は変更となる場合があります。